

## ミニポンプ隊および区民消火隊員感謝要綱

制定 平成 元年 12月 27日 区長決定  
平成 2年 1月 要綱第 2号  
改正 平成 4年 10月 12日 部長決定  
平成 4年 11月 要綱第 105号  
改正 平成 13年 4月 2日 部長決定  
平成 13年 5月 要綱第 144号  
改正 平成 21年 3月 27日 部長決定  
平成 21年 4月 要綱第 170号  
改正 平成 27年 3月 31日 部長決定  
平成 27年 4月 要綱第 302号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、区内各防災区民組織におけるミニポンプ隊員および区民消火隊員のうち、永年にわたり地域における防災活動や任務に精励し、その功労が顕著な者に対し感謝の意を表すとともに、さらに防災活動の充実発展を図ることを目的とする。

### (感謝の方法)

第2条 感謝の方法は、感謝状と記念品を贈呈して行う。

### (対象および基準)

第3条 対象者は、ミニポンプ隊および区民消火隊へ入隊後10年以上を経過し、常に率先して訓練に励むとともに、他の隊員の模範となり、その功績が顕著な者で、防災区民組織本部長の推薦のある者および区長が特に認める者とする。

### (推薦手続き)

第4条 推薦にあたっては公正に行い、前記推薦基準に該当する者で、真に功績が顕著と認められるものを推薦することとする。

2 前項に掲げる在任期間は、ミニポンプ隊および区民消火隊の結成日または入隊日の翌年1月1日より起算し、毎年1月1日を基準として、在任期間を決定する。

### (委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定め

る。

付則

この要綱は、平成 元年 12月 15日から施行する。

付則（平成 4年 10月 12日第5条改正）

この要綱は、平成 4年 4月 1日から適用する。

付則（平成 13年 4月 2日第5条改正）

この要綱は、平成 13年 4月 1日から適用する。

付則

この要綱は、平成 21年 4月 1日から適用する。

付則

この要綱は、平成 27年 4月 1日から適用する。